



# マーケティング・セールス戦略 支援事業（MSS）

## 募集要項

（令和8年5月21日）

東経連ビジネスセンター



# マーケティング・セールス戦略支援事業 (MSS) 募集要項

## 1. 事業の目的

本事業は、成長志向を有する事業者に対し、マーケティングおよびセールス戦略に関する専門的な支援を行うことにより、東北地域および新潟地域における「稼ぐ力」の向上、ならびに新規事業・新産業の創出を図ることを目的としています。

## 2. 支援事業の区分

本事業は、事業の成熟度や課題の性質等に応じて、次の支援区分から構成されています。

- (1) Pre 支援
- (2) 本支援
- (3) 観光事業特別支援枠（本支援の特例）

各支援区分の内容は、8.～10. に定めるとおりです。

## 3. 対象事業者

本事業の対象事業者は、以下の要件を満たすものとします。

- (1) 東北6県または新潟県に拠点を置く中小企業、団体、地域未来牽引企業、大学発ベンチャー等
- (2) 本事業の目的に沿った成長戦略を有し、継続的な取組意欲が認められる事業者

## 4. 対象となる事業

本事業の対象となる事業は、次のいずれかに該当し、東北地域の産業競争力の向上に資すると認められるものとします。

- (1) 農林水産業や観光産業、伝統産業等が東北域内で連携し、地域発のブランドとして魅力を発信する事業
- (2) 新規性や優位性の高い商品や技術開発力を有するものづくり事業
- (3) 東北の産業が域内外異業種等と連携し、新たな価値を創出する事業
- (4) 大学等の研究シーズを活かし、新たな価値を創出する事業
- (5) I L C、加速器関連プロジェクトに関する要素技術の開発に貢献する事業
- (6) 自動車、航空宇宙産業等のものづくり技術の進化に貢献する事業



(7) デジタル化、その先のDXの推進により、新たな価値を創出する事業

## 5. 支援内容（共通）

本事業では、事業課題に応じて、以下の分野から支援内容を選定し、専門家を割り当て、あるいは専門家による支援チームを編成します。

- (1) マーケティング戦略立案・実行支援
- (2) ブランディング支援
- (3) 営業販促ツール・ホームページ強化支援
- (4) セールス戦略支援（販路開拓等）
- (5) 知的財産戦略支援（特許・商標等）
- (6) 法務支援（契約書等）
- (7) ファイナンス戦略支援（資本政策等）

支援専門家によるサポート費用（マーケティング・リサーチ費、パンフレット・デザイン費など）を当センターで負担します。（当センターから支援専門家へ直接支払）

支援期間は、選定会議（プレビューミーティングならびに統合マーケット戦略会議）による決定から基本的に12カ月間となります。支援選定会議は特段の事由がない限り年4回となります。

国や県など公的助成に認定されている事業に、本事業を組み合わせることも可能です。（予め、国や県などに対し、同時期に他支援を受けられるかご確認ください。）

## 6. 支援体制に関する要件

本事業の支援対象となるためには、以下の体制が整っていることが必要です。

- (1) 支援の方向性や内容について意思決定が可能な権限者がミーティングに参画すること
- (2) ミーティングへの参加や議事録作成等を担う実務担当者が配置されていること
- (3) 営業活動費や販促費等、支援に伴い通常発生する自己負担予算が確保されていること

## 7. 支援決定までの流れ

支援決定までの基本的な流れは、以下のとおりです。

- ・ 事前ヒアリング（専門家・事務局による面談）
- ・ 申込書の提出



- ・ 専門家で構成するプレビューミーティングによる事前確認（Pre 支援についてはプレビューミーティングで決定）
- ・ 本支援については支援選定会議（統合マーケット戦略会議）でのプレゼン・審議・決定
- ・ 契約締結
- ・ 支援開始

## 8. Pre 支援

### (1) 位置付け

Pre 支援は、本支援への移行を見据えた準備・検証段階の支援として位置付けています。

### (2) 主な支援内容

- ・ マーケティング仮説の構築
- ・ 市場・顧客に関するリサーチ
- ・ セールス戦略の方向性整理
- ・ 営業体制・組織意識の醸成 など

### (3) 支援期間・支援額

- ・ 支援期間：最長 12 か月
- ・ 支援上限額：100 万円

## 9. 本支援

### (1) 位置付け

本支援は、一定の成長可能性を有する事業を対象に、マーケティングおよびセールス戦略を本格的に構築・実行する支援です。

### (2) 支援期間・支援額

- ・ 支援期間：12 か月
- ・ 支援上限額：200 万円

## 10. 観光事業特別支援枠（本支援の特例）

### (1) 趣旨

観光事業は、多様な関係者が関与し、成果が現れるまでに一定の時間を要するという特性を有しています。このため、本支援の特例として「観光事業特別支援枠」を設けます。

### (2) 対象事業

主に、インバウンド需要や富裕層需要などをターゲットとした観光事業において、ブランディングや PR を含むマーケティング・セールスに取り組む事業を対象とします。

### (3) 支援期間・支援額



- ・ 支援期間：1年単位で、最長3年間まで継続可能
- ・ 支援上限額：1年あたり200万円

(4) 支援の継続判断

観光事業特別支援枠では、支援開始後1年ごとに統合マーケット戦略会議で取り組み状況、事業者の意欲等を確認し、次年度の支援を継続するかどうかを判断します。取り組み状況等が著しく不十分と判断された場合には、支援期間中であっても支援を終了することがあります。

(5) 共同申請

複数の事業者や団体による共同申請を可能とします。この場合、支援内容についてミーティングの場で意思決定できる権限を有する者を幹事として定めてください。なお自治体が参画することは可能ですが、幹事となることはできません。

## 11. その他留意事項

支援終了後に実施する成果の取りまとめ等にご協力いただきます。

また、「本支援」については、採択決定後のプレスリリースや取材対応等の情報発信にご協力いただきます。

---

お申込み・お問い合わせは

**東経連ビジネスセンター**

〒980-0021

仙台市青葉区中央2-9-10 セントレ東北11階  
(一般社団法人 東北経済連合会内)

Tel. 022-397-9098 Fax. 022-262-7055

e-mail : info@tokeiren-bc.jp